

## 公共工事における新労務単価の適用について

国が平成26年2月1日に公共工事設計労務単価を改訂したことに伴い、本市においては、2月7日以降の入札案件について、次のとおり適用することとしましたので、お知らせします。

### 記

2月7日以降に行う土木工事の入札案件については、新労務単価を適用します。ただし、2月7日から2月28日の間に開札予定の入札案件については、予定価格を旧労務単価で積算しているため、請負決定後に設計変更での対応となります。

なお、3月以降に開札する土木工事の入札案件については、新労務単価で積算した予定価格の公表となります。

2月7日以降に行う建築・設備関係の入札案件についても、新労務単価を適用します。

ただし、当分の間は、引き続き旧労務単価での積算となりますが、準備が整い次第、設計変更での対応となります。

平成26年2月7日公表